

平成 27 年 12 月 8 日

各位

会 社 名 サーラ住宅株式会社 代表者名 代表取締役社長山口信仁

(コード番号 1405 東証・名証 第二部)

問合せ先 取締役管理部長 松尾 享史

T E L 0532-32-7272 (代表)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年12月8日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年1月22日開催予定の第47回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

## 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、定款の一部変更を行うものであります。

なお、定款第30条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

# 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

#### 変更案 現行定款 (取締役の責任免除) (取締役の責任免除) 第30条(現行どおり) 第30条(省略) 2 会社は、社外取締役との間で、当該 2 当会社は、非業務執行 取締役との間 で、<u>当該非業務執行</u>取締役の会社法 社外 取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な 第 423 条第1 項の責任につき、善意 過失がないときは、法令が定める額 でかつ重大な過失がないときは、法令 を限度として責任を負担する契約 が定める額を限度として責任を負担 を締結することができる。 する契約を締結することができる。 第 31 条~第 39 条 (条文省略) 第31条~第39条(現行どおり) (監査役の責任免除) (監査役の責任免除) 第40条(省略) 第 40 条 (現行どおり) 当会社は、社外 監査役との間で、当 当会社は、監査役との間で、当該監査 該 社外 監査役の会社法第 423 条第 役の会社法第 423 条第1項の責任に 1項の責任につき、善意でかつ重大 つき、善意でかつ重大な過失がないと な過失がないときは、法令が定める きは、法令が定める額を限度として責 額を限度として責任を負担する契 任を負担する契約を締結することが 約を締結することができる。 できる。

## 3. 日程

- (1) 定款一部変更のための株主総会開催予定日
- 平成28年1月22日 (金)
- (2) 定款一部変更の効力発生予定日
- 平成28年1月22日 (金)

以上